

第43回

荒川区都市計画審議会 議事録

日時：平成30年1月22日（月）

場所：サンパール荒川 第7集会室

午前10時00分開会

○都市計画課長 おはようございます。定刻となりましたので、これより第43回荒川区都市計画審議会を開催させていただきます。

本日は、大変御多忙の中、本審議会に御出席賜りましてまことにありがとうございます。私は、事務局をしております都市計画課長の川原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本日の会議でございますが、18名の委員の方に御出席をいただいております、有効に成立しておりますので、御報告申し上げます。

初めに、資料の確認をさせていただきます。1枚ものの会議次第、それからクリップどめどめとしてありますが、外していただきますと一番上に付箋がついている形の「資料」というものがございます。次に、小さい図面がついている参考資料というのが2番目にございます。最後に報告資料ということで、「都市計画道路（区施行）の進捗状況について」という資料、以上の4点を用意させていただいております。よろしゅうございますか。御確認のほどよろしくお願いいたします。

なお、都市計画マスタープランと都市計画図も念のため用意させていただいておりますが、会議終了後に回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、前回の審議会以降で委員の変更がございましたので、御報告をいたします。お手元の資料1ページの荒川区都市計画審議会名簿をごらんください。

1枚目の目次をお開きいただきますと、1ページ、委員の変更ということでございます。変更になれる方を太字にさせていただきます。

初めに、学識経験者といたしまして、これまで長らく職務代理を務めてこられました三上委員から辞任の申し出があったことから、昨年5月26日付で新たに小峰良介委員が就任されました。なお、小峰委員につきましては、同日付で小出会長より職務代理の指名を受けておりますので、事後ではあります御報告をさせていただきます。

○会長職務代理者 小峰でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○都市計画課長 次に、区議会議員といたしまして3名の方が就任されました。

初めに、斎藤泰紀委員でございます。

○6番員 よろしく申し上げます。自由民主党です。

○都市計画課長 ありがとうございます。次に、森本達夫委員でございます。

○13番委員 よろしく申し上げます。

○都市計画課長 続きまして、斎藤裕子委員でございます。

○7番委員 あらかわ元気クラブの斎藤裕子です。おはようございます。30年目で初めてこの審議会の委員になりましたので、よろしくお願いいたします。

○都市計画課長 ありがとうございます。

続きまして、行政機関でございます。2名の方が就任されました。

荒川警察署署長の武田宗洋委員でございます。

○9番委員 挨拶がおくれました、一昨年(平成29年)の11月に着任いたしました。よろしくお願いいたします。

○都市計画課長 お2人目は、荒川消防署長の長澤和弘委員でございます。

○10番委員 長澤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○都市計画課長 もう一方、荒川区町会連合会会長の瀬口高雄委員でございますが、ちょっと出席がおくれてございますので、お顔が見えたときに御挨拶いただければと思っております。

新委員につきましては、審議会条例第4条第1項に基づきまして前任者の残任期間となりますので、平成30年5月31日までとなり、委任状につきましては席上の配付をもちまして委任状の伝達にかえさせていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、お手数をおかけいたしますが、新委員の皆様におかれましては、就任承諾書に住所、氏名の御記入をお願いいたします。会議終了後に回収をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、会議次第第2にございます委員の変更の御報告を終わります。

続きまして、会議次第第3の議事に入る前に御報告がございます。過日、小出本審議会会長から、急用のため本日の会議に出席できない旨の連絡が事務局にありました。荒川区都市計画審議会条例第5条3項には、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がこの職務を代理するということがございまして、これに基づきまして、進行役を職務代理の小峰委員にバトンタッチさせていただきますので、小峰委員、どうぞよろしくお願いいたします。

○会長職務代理者 先ほどは名前だけを申し上げましたけれども、委員の変更のところの太文字の、元東京都技監というふうになってございます。16年に東京都をやめました。それまであちこち動いてはおりますが、実は平成6年から8年にかけて荒川区の土木部長をしております、当時は道路とか公園の維持補修とか、それから補助306号線の整備とか、用地買収整備など、荒川区は活発にしておりました。それで、2年間、区の中で土木行政をやってきたわけですが、その後東京都に戻りまして、東京都の建設局で、主に道路関係を中心にやっております。それから、最終的には建設局長、東京都技監ということでございました。荒川区に関連しましては、日暮里舎人線の都市計画に向けてですとか、あるいはその施設整備、それから、当時は常磐新線と言っていましたが、このライナーの、これも計画と建設、それから体制づくりを行いました。平成20年からは新日鉄住金の顧問ということで、なぜ鉄鋼メーカーかということなんですけれども、これは天下りの一つに見られますが、港湾にしても、それから河川にしても非常に鉄を使うということと、昔から——私が4代目なんですけれども、都との間で人のやりくりをしていた

ものですから、行っております。それから、埼玉県の東松山市という人口9万ちょっとぐらいの都市ですが、その都市計画審議会の会長を10年ちょっとやっております。そんなこともありまして、あるとき、松土部長からどうでしょうかという話がありまして、大変お世話になって、しかもいろいろな仕事で勉強させていただきました荒川区に少しでも恩返しができるということと、やっぱり区のまちづくりに少しでも貢献したいという思いがありまして、委員を引き受けさせていただきました。どうぞ皆様の御支援を得ながら、あるいは御協力を得ながら、会長を支えつつ、まちづくり、都市計画審議会の運営に尽くしていきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

それでは、会議に入ります前に、当審議会の条例施行規則第5条に会議の公開についての定めがございます。基本的に公開ということがございます。本日、傍聴を希望する方がいらっしゃいませんので、このまま会議を進めさせていただきたいと思います。

それでは、会議次第第3の議事に進みたいと思います。今回御審議いただく議案は、都市計画法に定めます用途地域の追加がございます、それに伴いまして区内の5つの地区計画の変更を行うものがございます。都市計画課長から説明をお願いしたいと思います。

○都市計画課長 それでは、本案件の説明をさせていただきます。座って説明することとさせていただきます。失礼いたします。

本日諮問させていただきましたのは、5件の都市計画の変更でございます。それでは、議案資料の3ページをごらんください。

付議いたしました都市計画は、①から⑤までございますが、①東京都市計画地区計画「南千住一・荒川一丁目地区地区計画」の変更、②東京都市計画地区計画「荒川二・四・七丁目地区地区計画」の変更、③東京都市計画地区計画「荒川五・六丁目地区地区計画」の変更、④東京都市計画地区計画「町屋二・三・四丁目地区地区計画」の変更、⑤東京都市計画地区計画「尾久中央地区地区計画」の変更の5件でございます、いずれも荒川区が決定する都市計画でございます。区として都市計画の変更を行いたいと考えておりますので、都市計画法に基づき本審議会にお諮りいただきまして、御審議いただくものがございます。

2番、計画の内容でございます。各地区の都市計画の案につきましては、4ページ以降に、地区ごとに計画書、計画図及び都市計画の案の理由書をとじてございます。

(2) 地区計画の変更の内容を御説明いたします。今回付議いたしました5地区の地区計画では、建築基準法別表第二(ち)項第三号に掲げる建築物を規制しております。これは、性風俗営業を指しております。建築基準法の改正により、この項目の番号にずれが生ずることになりましたので、これに対応するために地区計画に記載の項目番号も変更するという、地区計画の規制内容には変更のない、非常に軽微な変更でございます。

この変更の背景といたしましては、平成29年5月12日に都市の公園や緑地、農地の緑空間をより一層保全・活用していくという目的で、都市緑地法等の一部を改正する法律

が公布されました。これにより、平成30年4月1日付で都市計画法に定める用途地域に新たに「田園住居地域」という用途地域が追加されることになり、これに伴いまして、同日付で建築基準法も改正になります。建築基準法の具体的な改正点といたしましては、それぞれの用途地域において建築してはならない建築物等を定めている建築基準法の別表第二につきまして、新たに創設された田園住居地域における規制が追加になり、それに伴い、項目番号「(ち)」が「(り)」に変わるといった、いわゆる項ずれが発生いたします。つきましては、これを引用して建築物の用途を規制している5地区の地区計画におきましても、建築基準法の改正に合わせて項目番号を「(ち)」から「(り)」に変更するものでございます。

別にお配りしてございます参考資料をごらんください。一番上に地図がついているものでございまして、右上に「参考資料」と記載している横長のA4のものになります。

1ページ目が荒川区内の地区計画の策定区域の一覧でございます。全部で8地区ございますが、今回は赤枠で囲ってあります5地区について御審議いただくこととなります。

続きまして、5地区の地区計画の変更内容について御説明いたします。変更が部分的なものになりますので、この参考資料の2ページ、3ページに変更部分のみを抜粋した新旧対照表を作成させていただきましたので、こちらで御説明させていただきます。

今回の変更に係る建築物の用途の制限に関しましては、5地区全て共通の内容になってございます。いずれも建築物等の用途の制限として、1に記載の「建築基準法別表第二(ち)項第三号に掲げる建築物」でありますストリップ劇場やラブホテル等の性風俗営業を規制しております。この「建築基準法別表第二(ち)」の項が「建築基準法別表第二(り)」の項に変わってしまうため、これに対応して項目番号を「(ち)」から「(り)」に変更したいと考えております。

議案資料の3ページにお戻りください。

3番、これまでの経緯でございます。今回の変更につきましては、項ずれへの対応であることから、規制内容は変わりませんでしたので、都市計画法第16条に基づく住民や利害関係者への説明は行いませんでした。また、東京都都知事協議につきましては、平成29年12月14日付で完了してございます。その後、都市計画の公告・縦覧を昨年12月25日から本年1月15日まで実施をいたしまして、この間、意見書は出ておりませんでした。

4番、今後の予定でございます。本審議会でご了承いただければ、都市計画決定及び同様の内容を規制しております荒川区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例、こちらの条例の改正を建築基準法等の改正に合わせて、平成30年4月1日付で行いたいと考えてございます。

議案の説明につきましては以上となります。御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○会長職務代理者 これから審議に入りますけれども、ちょっと今の説明を伺いまして、委員の皆さん、貴重な時間を割いて出席していただいているんですが、項目ずれだけで皆様に声をかけて、大変、もう少しいろいろなことがあったらというふうに思いましたのですけれども、何かその辺でもっと簡易な方法といいますか、委員の皆様個別に説明するとか、そういうような議論というのは区の中ではなかったのでしょうか、あったのでしょうか。

○都市計画課長 ただいま会長職務代理のほうから、もうちょっとやり方に工夫があったのではないかというようなお尋ねがありましたので、多分委員の皆様方も同様にお感じになられているかと思われましたので、御説明を事務局の方からさせていただきます。

今回の変更に当たりましては、区として、その必要について3つの方向性から検討させていただきました。

まず、この項ずれの部分が都市計画の変更に当たるのかどうかという点でございます。こちらにつきましては、都市計画決定をする際の協議先である東京都に確認したところ、項ずれだけであっても都市計画の変更に当たるという考えでございました。従いまして、都市計画変更の手続はやらなければいけないということが一つございます。

続きまして、都市計画法第21条の中には軽微な変更ということがありまして、これの適用にはならないのかということも2番目に検討いたしました。しかし、例えば地区の名称が住居表示変更によって変わるとかというようなところの名称変更に関しましては軽微な変更になるのですが、項ずれというのはこれに当たらないというような解釈になりました。この軽微な変更の適用もできないということでもございました。

続いて、3つ目のところでは、文書付議等ができないのかということも、文書での開催、それから持ち回り開催等ができないのかということも、区の法務担当とも検討を行ったところでございました。ただし、この中で、荒川区都市計画審議会条例におきましては、議事は出席した委員の過半数をもって決定をするという旨の記載がございます。なおかつ、この審議会条例は国の政令に基づいて定めることとなっておりまして、あまりその部分がその政令に合わない形での条例改正はできないということも確認させていただきました。

以上の関係から、今回、非常に軽微ではありますが、今回都市計画審議会を開催させていただいて、審議答申をいただくという運びになったものでございます。

以上でございます。

○会長職務代理者 わかりました。審議会はいろいろと情報をいただいたり、あるいは情報を提供したりという非常に重要な機関であることは十分承知していますが、やや形式的なところが強いというふうに思ったものですから、そういう質問をさせていただきました。ありがとうございます。

この点に関連しまして、どなたかございますか。ご質問。

○17番委員 区議会議員の横山です。

久々の都計審で、軽微な変更だということでも話を聞いたのですが、ここに書いてある東京都決定の部分ですよね。南千住北部地区だとか日暮里駅前周辺地区等、3つありますけれども、これは都決定なので、東京都がこの変更をするということで作業が進んでいるのでしょうか。その辺で、ちょっと事前に区と東京都がやらないんだということ——当面やらないのかな、やらなくても何の齟齬もないことなんですかね。ちょっとその辺がよくわからないですね。

○都市計画課長 今お話がありました、参考資料1のところで、一番右寄りの地区のところでございます。南千住北部地区の地区計画、こちらは東京都決定であるということで、東京都の都市計画審議会に変更するという手順でございます。現在のところ、まだ東京都の都市計画審議会のいつに諮るといことはお聞きしておりません。

それから、それ以外に、今回区内で8地区あるうちの、こちらの図面でいきますと真ん中あたりの下のほうに三河島駅の南地区、三河島駅前の再開発地区のところと日暮里駅前の周辺地区、こちらの2つの地域がございますが、こちらにつきましては、この建築基準法の部分の引用を地区計画の中で規定してございませんので、手続が必要ないという形になってございます。東京都のところは建築基準法と風俗営業法と両方の法律で規定しており、基本的には地区計画で、建物の中身はこのエリアの中ではどういうものができるかという縛りをかけていて、開発が完了していますので、実態としては公序良俗の部分では問題ないというふうに考えてございます。

○17番委員 恐らくそういうことなんだろうなとは思いますが、ただ、都計審で決定をして、項ずれの部分もきちんと定めていくということには何らかの意義があるはずなんですよね。ですから、全く内容のない、必要のないものを規定するというではないのだらうと思います。風営法との関係がおありなんですけれどもね。これもよくわからない面があるので、やはり、かなり技術的な問題だとは思いますが、私もそれ以上は言いませんけれども、その辺はきちんと我々も認識しておく必要があるのかななんて思いましたので、ちょっと尋ねさせていただきました。

○会長職務代理者 わかりました。

ほかの委員さん、ございますでしょうか。

○1番委員 稲垣でございます。

手続の話になりましたので、ちょっと御検討いただきたいということなんですけど、先ほど課長が御説明の中で、2番目の選択肢の御説明の中で「付議」という言葉をお使いになりました。今回は諮問になっておりますけれども、荒川区の都市計画決定に対して都市計画審議会に諮る場合にはやはり「付議」ではないかと、そのように私は考えます。

それから、例えば東京都の地区計画について先ほど御説明がありましたように、東京都の都市計画審議会に、まあ、私の言い方をすれば「付議」することになるわけですが、その場合に、多分今までも——ごめんなさい、諮問というのも、今まではそうやっていらし

たと思うので、今頃申し上げるのはちょっと恐縮なんですけれども、ちょっと今話を戻しましたが、東京都の決定の場合も、区の方に同意を求められることがあって、手続的に例えば都市計画審議会に同意することを東京都に言っていただろうかと、荒川区としては東京都に同意すると言うけれども、それについてよろしいかというような諮問をされることがあったか、あるのではないかと、これは「諮問」ではないかと私はちょっと思いまして、やはりその辺はちょっと御検討いただきまして、言葉を、このままでよろしければそれでいいんですが、ちょっとお気をつけいただけたらと思います。

かつ、そうすると、諮問にしる付議にしる、何を諮問したかという文言が本当はあるべきなのではないかと。何について諮問するとか、何々について付議するとかいうのが本当はあるべきではないかと、そう思いまして、ちょっと今日手続の話になりましたので、申し述べさせていただきます。特に御回答は結構です。ありがとうございます。

○都市計画課長 稲垣委員、ありがとうございました。御回答は結構ですということでしたが、ちゃんとしっかり事務局として検討させていただきます。ありがとうございました。

○会長職務代理者 一応、この議事次第には、その3番の議事の四角のところに、今回諮問するのはこれですよというふうに書いてあるのですが、その辺はどういうふうに。諮問と付議という……。

○1番委員 ですから、先程ちょっと発言が不適切だったかもしれませんが、これまでも多分、私も何回か出させていただいていますが、こういう諮問という形でなされていたと思いますが、これは、区決定の場合には付議というのが都市計画法上は正しいのかなということで申し上げました。それから、文章が必要だというのは、これらについて変更するということが必要かなということでございます。失礼しました。

○6番委員 斎藤と申します。すぐ終わります。

小峰代理が冒頭でこの件について御発言をされたことは、私、全く同感、同意でございます。担当課長さんから3つのことで御説明がありました。3点目の、荒川区条例の中で、例えばですけれども、今回は当然のことながら、御担当の皆様がそれぞれのことで、この程度のことでという申し上げ方がいいかどうかはわかりませんが、事実上、この程度のことで都計審を開いて決定をしなければならぬのかどうかということについて、しっかり検討をなされた結果、今日の開催に至ったのだらうとは思いますが、素朴な感じとして、本当に必要なんだろうかというのがやっぱり捨て切れない、ぬぐい切れないのがあります。これは、今日の開催の以前にも御担当には申し上げたことがあると思いますが、これはどうしても必要なんだということはおっしゃいました。

その中で、3点目の、荒川区条例の中で、政令に基づいてというような御説明だったように先程のことを記憶しておりますけれども、であるとしても、今後、近い将来か、そう遠くない将来でも、このようなことが起こり得る可能性というのは常にある訳でありまして、その都度、この程度のことで都計審を開催しなければならぬのかということ、で

きることならば、そうでない形でできる可能性を探っていただく。であるとしたら、東京都はだめだよとおっしゃるかもしれませんが、だとしたら、うちの荒川区条例の中で、何かこういうことで知恵を出して、区条例の改正というのができないのかということをお検討していただければありがたいと思いますが、いかがですか。

○都市計画課長 斎藤先生、ありがとうございます。私どもも、今回は、現状を取り巻く状況の中では開催ということになりましたが、引き続き、より効率的な行政ができるような形で検討はさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

○会長職務代理者 よろしくお願ひします。

ほかの委員の方、いらっしゃいますか。

○7番委員 これまでこういう条ずれ、項ずれみたいなことで審議会を開くということにはなかったんですか。

○都市計画課長 実は、昨年も、条ずれ、項ずれの関係で都市計画審議会を開催させていただいております。

具体的には、昨年度の変更につきましては、風営法の改正、平成28年6月28日施行があったのですが、それによりまして、こちらは、今度は逆に風俗営業のほうに係る規定が変更になったことがございましたので、やはりそれに合わせて地区計画を変えなければいけないということで変更させていただいたというふうな。中身は若干ある方ではございましたが、昨年、思い返していただきますと、よく新聞報道とかで、ダンスホールの明るさが云々というようなのがあったかと思うんですが、それなんかも項ずれ等々に近いものだったと思うんですが、都市計画審議会を開催して決定させていただいたという流れがございました。

○7番委員 荒川区に都市計画審議会を設置して以来、純然たる条ずれ、項ずれでは、ずっとこれまで開催していたということなのかということなんですけれども、そうだったのか。

○都市計画課長 若干時期がずれているときが、直近ではないときもありましたが、基本的には必ず都市計画審議会でも諮問答申をいただいたというものでございました。

○7番委員 議会だと、条ずれ、項ずれでも、条例改正で提出しなくてはいけないのですけれども、果たしてこれがどうなのかということは、今日、事前に説明でもありましたので、私も斎藤泰紀委員と同意見ですので、ぜひ検討していただいた方がいいかなと思っております。

○都市計画課長 ありがとうございます。検討させていただきたいと思っております。

○1番委員 先ほど斎藤委員がおっしゃいましたので、私もそう思うんですが、荒川区さんだけだというよりも、こういうことを、特に23区内でもいろいろなところでやっているとしますと、やはり都として国にあれするとか、何か全体で動くような、ここの区だけで解決なさるよりも、何か大きい流れを率先していただく方がいいかなと思ひまして、

委員のご意見を補足させていただきます。

○17番委員 今回の議論を聞いていまして、それはそれで一つの議論の方向性かなとは思いますが、条ずれ、項ずれでも、内容に一定の影響を与えるものもいろいろあるというふうに思います。ですから、一律に、やはりそれは、ここまでは都市計画決定が要らないとかいうふうにはならないだろうなど、その辺は慎重に検討していただきたいということは意見として申し上げておきます。

○都市計画課長 いずれにいたしましても、しっかりと慎重に検討させていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○会長職務代理者 それでは、この件につきましてはこれでよろしいでしょうか。

本案件につきましては、審議会としては了承といたしたいと思いませんか、皆様よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長職務代理者 異議がないようでございますので、本件につきましては了承とさせていただきます。

通知文につきましては、小出会長と相談の上、一任させていただきたいということでお願いしたいと思います。

それでは、報告事項について、事務局より説明をいただきます。荒川区決定の都市計画道路の進捗状況につきましてでございます。道路公園課長より説明をお願いします。

○道路公園課長 道路公園課長の大本でございます。よろしくお願いいたします。失礼ながら、着席にて御説明をさせていただきます。

一番最後でございます報告資料をご覧くださいませでしょうか。荒川区が施行してございます都市計画道路事業の進捗状況について、委員の皆様に御説明をさせていただきたいと思っております。3路線を現在行っております、補助331号線、補助321号線及び補助193号線の第一期区間でございます。

まず、1つ目の補助331号線について御報告をさせていただきます。

まず、経緯でございますが、平成14年8月に都市計画決定をいたしまして、平成22年5月、事業認可を取得して、現在まで事業を進めてございます。

現状と今後の予定でございます。22年度の事業認可から用地取得を進めてございまして、平成29年12月末時点におきまして約71.3%の用地取得率となっております。今後は、平成30年度に鉄道用地を含めた全ての用地取得が完了するよう、協議を進めてまいります。現在、鉄道事業者とも協議を進めておりまして、30年度に用地取得をさせていただくといった方向でお話を進めておりますので、実際の用地取得率としましては90%を超えてございます。そのほか、警視庁と交通協議をさせていただいておりまして、安全確保の観点から一部の交差点で通り抜けができなくなるなど、現在の交通に変化が生ずることとなっております。

恐れ入ります、次のページをご覧くださいませでしょうか。上の「整備前」が現在の交通の流れを示したものでございます。緑の矢印が一方通行の路線、赤の路線が相互通行の路線でございます。下の「整備後」をご覧くださいませでしょうか。青く太く着色してある部分が補助331号線でございます。こちらにつきましては、JRや日比谷線、下を走っておりますTXでございますが、これに挟まれている関係上、現在の道路面よりも、一番深いところで1メートル50センチほど掘り下げる予定でございます。これによりまして、現在は通行できない消防車などの緊急車両も通れるようなことを計画してございます。

1枚目にお戻りいただけますでしょうか。整備スケジュールでございますが、平成30年度までに用地取得、道路認定等を行いまして、平成31年度から工事に着手をしまいたいと考えてございます。まずは、ガス、水道、下水道などの企業者工事、その後、電線地中化のための電線共同溝整備工事、最後に仕上げの道路整備工事をしていきたいと考えてございます。34年度まで工事を行いまして、35年度の開通を目指して事業を進めてまいります。

ページをおめくりいただきまして、続きまして、2番の都市計画道路補助321号線でございます。

最初に、経緯でございます。平成8年4月に都市計画決定を行いまして、平成14年10月から事業認可を取得し、現在まで事業を進めているところでございます。

現状と今後について御報告いたします。第二期北側部分の21%の用地買収が完了しております。残りの79%である東京ガス用地が未取得用地となっております。この未取得用地には土壌汚染が確認されておりますことから、対策方法について検討を重ねてきましたが、今後は下記のスケジュールを目途に鋭意交渉を続けてまいります。

取得済用地につきましては、近隣住民の方から歩行者等が利用できるよう求められておりますので、取得済用地の暫定整備を行い、歩行者と自転車が安心して通行できるルートを確認してまいりたいと考えてございます。

整備スケジュールでございます。平成30年度に取得済用地——この赤く着色した路線でございます。この部分の汚染調査、道路認定等を行ってまいりたいと考えてございます。31年度には、この部分の暫定整備工事をしてまいりたいと考えてございます。さらに、平成32年度から、東京ガスの用地につきまして、用地取得について鋭意交渉を進めてまいる予定でございます。そして、平成36年度から工事に入りまして、平成40年度までにこちらの整備を完了させたいと考えてございます。

最後、3路線目の都市計画道路補助第193号線でございます。

まず、第一期の経緯でございます。こちらは昭和39年2月に都市計画決定が行われました。平成25年7月に第一期部分の事業説明会を行ってございます。こちら、「7月」と書いてございますが、26日（金曜日）、28日（日曜日）と、2回の地元説明会を行わせていただいております。

次に、現状と今後の予定でございます。平成29年12月末時点で第一期整備区間の用地測量が約8割まで完了いたしました。今後は、平成29年度中に東京都から事業認可をいただく予定でございます。認可取得後は速やかに用地説明会を実施し、用地取得に入っております。こちらにつきましては、30年3月に事業認可をいただく予定でございます。また、第二期区間におきましても、測量作業に着手できるよう、平成30年度の早い時期に事業説明会を実施したいと考えてございます。

整備スケジュールでございます。第一期整備区間でございます。平成29年度、30年3月に事業認可を取得いたします。30年度から34年度までにかけて用地取得を行わせていただき、35年度から工事に着手いたしまして、平成38年度までに第一期整備区間の整備を完了させていきたいと考えてございます。

大変雑駁ではございましたが、荒川区が施行している都市計画道路事業の進捗状況の報告でございました。ありがとうございました。

○会長職務代理者 ありがとうございます。

それでは、今の御説明の中で御質問等ございましたら、お願いいたします。

○17番委員 土地勘がないので、土地勘のある193号だけちょっと確認したいと思います。一期工事、測量等は進んでいるのですが、現状、今後事業認可と用地の取得に入っていくということなのですが、かなり、もう既にセットバックを暫定として考えている建物もあれば、全くそういう状況でない狭隘な住宅が、ほとんど、事実上住めない状態になるところもあります。そういう点では、かなり慎重な生活再建を求める対応も必要なのですが、その現状というのは——もちろん測量を今進めている最中なので、全部はわかりませんが、全体の住民の皆さんの認知度だとか、納得だとか、あと生活再建に向けた行政側からの具体的な支援だとか、この辺については大体概ね見通しは立っているというふうに認識してよろしいのでしょうか。

○防災街づくり推進課長 すみません、防災街づくり推進課長でございます。用地取得にかかわる案件でございますので、私の方から御説明をさせていただきます。

第一期のところ、現在、建て替えも含めて動いているというのは、約4割の方々が、建て替え等々がもう、南側の方々ですけれども、地権者の方々は進んでいるという状況でございます。

生活再建の問題でございますが、これから、実際まだ測量に入ったばかりというところで、それぞれの地権者の意向というところはこれから調査してまいりたいと考えているところでございます。

簡単ですが、以上でございます。

○17番委員 4割。あとの6割が今後いろいろ対応するというので、いろいろな、あそこは商店街になっていまして、そういうものの再生ができるのかだとか、いろいろな課題があると思いますので、その辺はぜひ今後の、具体的な取り組みにかかっていますので、

ぜひお願いをしておきたいなと思っています。ちょっと要望で、すみません。

○13番委員 私も地元なものですから、193号線をちょっとお伺いいたします。

先ほど、40%の用地が、これは「取得」という認識で、もう既に取得できているという認識でよろしいのでしょうか。

○防災街づくり推進課長 言葉足らずで申し訳ございません。今お話をさせていただいたのが、こちらの沿道のところで、既に都市計画の決定以降、建て替え等々が進んでいるところで、最低限そちらの方々については必要な交代を行っているというところがございます。ただ、そこに建てられる建築制限の中での、例えば2階建てなり、すぐに壊せるような建物が建っているという状況でございます。それ以外の6割の方々はこちらから、具体的な生活再建の交渉に入っていく必要があるかなということの説明をさせていただきました。よろしくお伺いいたします。

○13番委員 先程もちよっと話が出ましたけれども、既に自主的にセットバックして対応されている方もいれば、それは全く関係なく、家というか、建物を建てたりとかというところも見受けられるわけですが、こういった計画がある前提で、そういった方たちに制限をしていただくなり配慮していただくというような区側の説明というのはあるのでしょうか。

○防災街づくり推進課長 先程道路公園課長のほうから御説明がございましたけれども、事業説明会というところで、まだ簡単ではございますけれども、生活再建というところも御説明をさせていただいておるところでございます。ただ、しかしながら、各個人個人によって建物の状況、先程狭小な宅地があるというお話もございましたけれども、あるいはマンションというところもございます。それぞれの方々の地権者の御意向等を踏まえながら、これから地権者の方々と丁寧な説明をして、御理解をいただきながら用地取得を進めているという状況でございます。よろしくお伺いいたします。

○13番委員 住民説明会等、公式に早く徹底していただいて、今後計画される方に配慮をしていただければと思いますので、よろしくお伺いいたします。終わります。

○会長職務代理者 ほかの委員の方、いらっしゃいますか。

○6番委員 この1、2、3のことで、1から申し上げさせていただければと思いますが、ずっと荒川区役所の土木、殊に土木の御関係の皆様の方々の長年の努力というのがやっと実って、工事が来年、再来年度ですか、始まるというような想定でよろしいのだろうと思います。本当にお疲れさまでございまして、やっとここまで来ていただきましたというふうに思います。

これは評価をさせていただいた上での提案ですけれども、3番目の193号線のことであります。第一期とありますが、第一期、第二期も含めてということで、とりあえず感想と申しますか、意見と申しますか、申し上げさせていただければ、これから用地取得等に入っていくという状況の中ですから、大変な困難も待ち受けているのかなということ

は、ある程度の想像はできます。とは言いながら、この路線というのは拡幅をするべき場所、大きな道路の中で言えば、荒川区内最後、残されたといってもいい道路路線ではないのかなと思います。であるといたしましたら、巨大地震対策ということも含めてということで申し上げさせていただければ、やはり、これまでの御努力を、区の御担当の皆様の御努力をしっかりと認めながらという前提ではありますが、さらに進捗をしていただくための具体的な努力を、さらにこの予定以上にさせていただきたいなという思いがあります。であるとしたら、その具体的なことを、御検討をどうやってやれるのか。それとも、もうこれが目いっぱい、できませんということなのかということがありますので、これをぜひ教えていただきたいだけではなくて、可能なら進捗というものを早めていただくための努力を、具体的な努力をしていただいて、その結果もお示しいただければありがたいというふうに思います。これが1点。

2番目の、321号線、いわゆる南千住三丁目近辺のところでありまして、幾度か、さまざまな場所で申し上げさせていただいたことはありますけれども、都計審の中ではもしかしたら初めてかもしれません。これもずっと御担当の皆様が御努力をされてきました。しかしながら、大変難しい状況に今直面をしていることもあるのだらうと思います。しかしながら、巨大地震対策を仮に想定いたしましたとしても、今後想定を区がされておられる、この東京ガスの持つておられる用地というのが本当に必要なのかどうかということについては、多少——以上かな、懸念といいますか、不安、心配もあるんですね。取得費用も相当の額が想定をされるかもしれない。取得できたとしても、工事費用というのは、下は土壤が汚染をされている前提だらうと思いますので、工事費用はもっと想定以上にかかってくる可能性もあるのだらうということもやはり想像ができるんですね。そこまでして、巨大地震が仮に起こったとしても、この道路があったほうが良いということはわかりますが、特段の必要性があるかどうかということからすると、そこまでの努力の必要性ということについての多少の思いがあるということをお願いさせていただいて、これから、今も含めて、東京ガスと交渉を続けておられるのだらうと思いますけれども、やらなければ絶対にならないという中での交渉と、一歩引いた交渉では、その中でもそれなりの差が出てくるのだらうと思いますから、そういうところも含めたことも、本気で一生懸命取り組むよりも、一歩引いた形があってもいいような気がしていないでもないということがありますので、この2点についていかがでしょうか。

○防災都市づくり部長 まず、193号線でございますけれども、委員おっしゃるとおり、この路線につきましては大変重要な路線であるという認識をしております。あわせて言いますと、この書かれております町屋三丁目、四丁目、東尾久六丁目につきましては不燃化特区の指定を受けておりまして、やはり特定整備路線として重要な路線であると認識をしているところでございます。この進捗につきましては私どもも力を入れてやっていきたいというふうに思っております、どういう方法があるんだと今お聞きになられております

けれども、今すぐにお話しすることはなかなか難しいところがございますが、例えば、直営だけではなくて、さまざまな委託だとか、いろいろな方法が今ございますので、そうしたものも活用しながら私どもは進めてまいりたいというふうに思っております。幸い、この路線につきましては、反対がそんなに多くないんですね。逆に、やって欲しいという要望も多数いただいております、特に例えば第二期につきましては、今は一期の方を進めておりますが、二期のほうでも、うちの方も進めて欲しいというお話がございますので、来年度にはやはり地元の説明会に入っていきたいというふうに思っている次第でございますので、御理解いただければというふうに思っております。

続きまして、321号線でございますけれども、これにつきましては、やはりなかなかちょっと時間がかかっているということもございまして、現状、川の手通りというのが川沿いに走っておりますが、その交通量もかなりふえてきております。また、東京ガスとちょうど重なる形で真ん中を通る道路があるんですけども、ここにつきましてもかなり、大型車両の交通量もふえているというような現状もありますので、私どもとしては進めていかなければいけないというふうに思っている次第でございます。しかしながら、土壌汚染の関係もございまして、ただ、今考えておりますのが、全ての土壌を変えるということではなくて、例えば、道路でございますので、必要な部分だけ土壌を変えて、乗っけるような形で道路ができないかとか、そうしたものにつきましても環境局と一緒に今考えているところでございまして、その辺を御理解いただければというふうに思っております。

○会長職務代理者 ほかの委員のご質問はございますでしょうか。

○7番委員 193号線のことなんですけど、建設環境委員会所属なので、この間、現地、この3件を視察させていただいたんですけども、この193号線のところは首都大学東京の大きな敷地がありますが、この巨大な土地について、大災害時の位置づけというのが、この間、都市計画——古いですよ、昭和39年以降に、どんなふうになされたのか、何か変化があったのかをちょっと伺いたいのですが。

○道路公園課長 首都大学東京側、北側につきましては、193号線の拡幅用地には含まれてございませんので、この193の南側、北豊島学園側が拡幅される予定でございます。

○7番委員 拡幅するかどうかを聞いているのではなくて、この首都大の土地についての位置づけが何かあるようになりましたということなんですけど。

○防災課長 防災課長の中原でございます。

首都大学東京のあそこの用地につきましては、災害時におきましては医療関係の、緊急医療救護所を設置したり、またはそこで医療搬送体制の本部を設置するとか、さらに公園のほうは避難者、広域避難場所というような、そのような活動になっております。

○7番委員 何でお伺いしたのかというと、うんと昔に都市計画決定するでしょう。それから今までの間に周辺環境がいろいろなことで変わってきたり、情勢で、そのまちの中の

近接したところ、近いところの位置づけが大きく変わったりすることがありますよね。だから、ここについても、北側を拡幅しないんだということは、それはそうなんですけれども、やっぱりそういう大きな拠点となる緊急の医療救護所だとか広域避難場所だとかということになってきて、より重要性が増してくると、いろいろ道路を拡幅することを進めるにも変化があるのかなと思って伺った次第なんです。

それで、321号の方なんですけれども、ここもやっぱり土壤汚染という大きな状況変化が生まれている訳ですけども、荒川区は町屋の川沿いだとか、ほかならぬ旭電化跡地だとか、次々と土壤汚染が出てきて、私達委員会でこの原因は何なのかと聞いても、なかなか決定的なことがわからないというちょっと困ったことになっている訳ですよ。その中の一部なんですけれども、この土壤汚染が発見——発見と言うのがいいかどうかわかりませんが、見つかったのはいつでしたっけ。

○防災都市づくり部長 東京ガスにつきましては、皆様も御存じのとおり、昔こちらで石炭を使ってガスをつくっていたという状況がある訳でございまして、そのために、やはり土壤汚染は必ずあるということの中で、東京ガスさんが調査をしたのは、ちょっと何年というのは、はっきりとは覚えてはいないのですけれども、もう10年以上前だとは思いますが、これは自主的に現状につきまして調査を行って、それに対応するような形での、全部ではございませんけれども、部分的な対応はさせていただいていると。また、地下水についても独自で調査をしていただいているという状況はございます。

○7番委員 ということは、今、平成30年になった訳ですから、平成20年頃なので、都市計画決定をしてから後ということになる訳ですよ。すると、先程も申し上げたように、都市計画決定というものがなされて、その後いろいろな状況の変化が起こってきて、私も斎藤泰紀委員のようにこの間も見せていただいて、本当にこれは、ここだけのお金をかけてどうしてもやる必要があるのかしらというふうに思ったんですけれども、こういう土壤汚染が出てきたとかというような、さらにまた費用もかかるかということの中で、ちょっとその場で聞いたならば、行政の方は、都市計画決定したのだけれども、それを変更するというようなことができるのかどうか、東京都に尋ねたというようなお話があったんですけれども、一旦都市計画決定したものというのは、大きな状況変化がそれから10年、20年、30年と経つ中で起こったとしても——さっきの昭和39年なんてもっと経っていますよね。そういうことが起こったとしても覆すことはできないのかということについて、どうなのか伺いたいんですけれども。

○防災都市づくり部長 一つの例を申し上げるとするならば、補助92号線というのがございまして、これにつきましてはまだ廃止にはなってございませんけれども、見直し路線という形の中で、第三次の中で位置づけられて、現状としましてはその方向で今動いているという状況がございまして、都市計画決定されているから絶対にそれは動かさないと変更ができないというような状況ではないというふうには私どもは考えてございます。

○7番委員 どんな状況のときに、一旦都市計画決定されたものが覆るといふか、変更になるとお考えですか。

○防災都市づくり部長 それは、やはり個々の状況によつての判断にならうかといふふうに思つてございます。やはりその場所によつても条件が全く違いますので、それの中での判断といふことの中で、今回、92号線についてはそういう判断をしたといふことになつてございますので、それが全てのものに当てはまるかといふのはちょっと違ふといふふうに思つてございますので、その場その場の、またその路線においての考えの中で考えていくべきものであるといふふうに思つてございます。

○7番委員 小峰会長代行はどういふふうにごらんになりますか。参考に御意見を伺いたい。

○会長職務代理者 私ですか。私は、実は、この部分についてといふ議論は初めて今回説明を受けたのですが、例えば資料の3ページを見ていただいて、全体の道路のネットワークを考えていますと、やはりこれがずっと南のほうに向けないと、交通処理といふ面であまりうまくいかないといふふうには、この絵からは思います。北の方も随分開発が進むような状況ですので、私は必要な路線ではないかなと思つています。

あとは、技術的な、土壌汚染ですけれども、私、東京都にいましたから、今、市場の問題でまた皆さんいろいろと思つていますけれども、東京ですと自然由来の土壌汚染といふのがありまして、隅田川ですとか荒川ですとか、その下流域は相当上流のほうからいろいろとありまして、特にこの場合はまた、先程防災都市づくり部長からありましたように、ガスを作つていたといふことも非常に大きいと思つていますけれども、できるだけ今の土壌をいじくらないような形での工法といふのをよく考えたほうがいいのではないかといふふうには思つております。

○7番委員 都市計画決定についてはどうお考えですか。

○会長職務代理者 それは、先程の、都市計画ですから、確かにここは土地利用上を考えると、特に、いわゆる交通量ですね。交通量が多いんですけれども、それを考えたときに、不必要だなといふことが共通の認識になりますと、それは都市計画決定をなくすと。私の居ます東松山市は田舎ですけれども、田舎でもそういうような路線は何路線かやつてございます。特にこの場合は、先程申しましたように、繰り返しになりますが、全体のネットワークをどう考えるかといふ中で、その中で交通処理をどうするかといふことを検討すれば、全体としては僕は必要だなといふふうに思つていますけれども。

○7番委員 わかりました。必要な道路ネットワークだから都市計画決定しているわけなんだけれども、その中でいろいろな状況変化が起つてきたときに、では、一旦都市計画決定したといふものがどうなるのかなといふのは、今後のいろいろな課題についても同様のことですので、それでちょっと参考に伺つた訳なので。個別の必要性といふことをよく地元も考える必要があるのかなと。費用対効果も考える必要があるのかなといふふう

に思いました。ありがとうございました。

○会長職務代理者 ほかにも、委員さんいらっしゃいますか。

それでは、御質問がございませんようですので、続きまして、次第のその他になると思いますが、事務局、ございますか。

○都市計画課長 それでは、事務局から。

次の開催予定でございますが、今のところは未定でございます。詳しい日程につきましては、決まり次第、改めて御連絡をしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○5番委員 その他ということで、時々申し上げているんですけれども、今までに何度か申し上げたことがあるんですけれども、都下直下地震とか大きな災害が起こったときに、荒川区が直面する問題が一体何かということになると、木造密集地帯なんです。消防車が小さい道路に入れない。町屋地区とか尾久地区のほうは特にそうなんです。木造密集地帯をなくすということを都市計画の中においてもう少し大きな柱としてやるべき。今回の、現在の進捗状況の中で、この3つとも電線共同溝というような形でこれは取り組まれています。特に193号というのは、皆さん御承知のとおり、道路の幅が狭いんですよね。追い越しするのが極めて難しいようなところなので、この193号の電線・電柱がなくなるということは極めて重要なことなんです。しかし、そうではない地域というのがたくさん荒川区に、これを何とか解消するための、もう少しはっきりした具体的なプランというのをまずはつくるべきではないかと思えます。

こういう災害のときだけではなくて、都市の美観の問題があるんです。例えば、大きな都市、ロンドンとかパリについては、電柱・電線が全くない。ゼロですよ。東京だけなんですよね、これだけの都市で電柱・電線があるというのを見かけるというのは。ロンドン、パリに行ったら、皆さん本当に、美観にも影響する。それで、荒川区の中で電柱・電線の地中化が進んでいるのは、私が知っている限りは千住間道、それから尾久の原防災通り、それから汐入地区は全部よくなっていますけれども、地中化というのが進んでいる。それから、193号になると、これが極めて大きいという。道路の幅が狭い。もう少し、本当に、広げることも恐らく難しいでしょう。若干広げること。やっぱり電柱・電線がなくなるということにおいて、随分大きく裨益すると思うんです。ということで、電柱・電線の地中化ということを都市計画の大きな柱の一つと捉えて進めていただきたいという、これは要望でございます。

○防災都市づくり部長 小池委員おっしゃることは本当によくわかります。私どもも、そういう考えのもと、一応計画ではございますけれども、来年度につきまして、そうした無電柱化の計画につきまして策定をして、これまで当然ながら都市計画道路につきましては無電柱化を進めてまいりましたけれども、一般的な、今おっしゃった密集の中の主要生活道路というものを今整備してございますが、そうしたところも、そうした無電柱化につき

まして計画をし、また実行していきたいというふうに思っております。

○会長職務代理者 ありがとうございます。

ほかに。

○16番委員 今のお話に関連してなんですが、補助90号線の町屋の駅のところ。確かに人の命を守るという点で、町屋地区、東尾久の方々、避難通路として25メートルですか、24メートルですか、あそこへ来たら急にとめちゃうんですね。そこがどうなっているのか。私、確かに全体を広げることは、それは逐次、六建さんの方でやっているのでしょうけれども、あそこをどうするのかということで、そこに来たらみんなとまっちゃいますよ。そのところはかなりキーワードになるのではないかと考えていますので、ぜひその辺も積極的に、区には限度はあるかもしれませんが、情報等々、都、双方との協議をお願いしたいというふうに思います。

○防災都市づくり部長 私どものほうも、やはり京成のところの、ちょうど90号線がぶつかる部分でございますが、今、現状としては事業認可はその手前で終わっているという状況でございます。これにつきましては、今、東京都のほうも本庁が京成と今交渉しているというふうに聞いてございます。さまざまな手法、かなり大変な状況がございますので、それを突破するのはかなり大きな困難な課題ではございますけれども、それについて検討を進めているというふうに聞いてございますので、それについて私どももそれを応援していきたい、また、要望も進めていきたいというふうに思っております。

○16番委員 よろしく申し上げます。

○14番委員 六建所長の松浦です。今本当に、防災都市づくり部長のほうからお話がありましたけれども、京成の問題がやはり非常に大きいということで、今、その手前の、うちの方で既に都市計画事業に入ったところにおいても、いろいろな困難な状況がありまして、ちょっと町屋地区はなかなかまだ進んでいない、用地もあまり進んでいないということがありまして、鋭意これからも検討していく。その先の駅のところについても、今後、本庁も含めていろいろ、区さんとも一緒になって検討をさせていただきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○会長職務代理者 ほかによろしいですか。

ないようですので、本日の審議会はこれもちまして閉会とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

午前11時13分閉会